

第28回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 開催日

平成31年2月7日（木曜日）

2. 審議等事項

（1）報告事項

- ①調達手続き等の改善の取組について
- ②運用受託機関等との契約の公正性の確保について
- ③契約審査会進捗状況

（2）審議事項

- ①前回の調達において一者応札・応募となったもの（契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議事項）
- ②新たな随意契約（契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議事項）
- ③その他必要な事項（契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議事項）

3. 契約監視委員（敬称略）

（平成31年2月7日現在）

昭和女子大学教授・公認会計士（*）	新井 佐恵子
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社常任監査役（*）	吉江 純彦
年金積立金管理運用独立行政法人監査委員	堀江 貞之
監査委員	岩村 修二
監査委員	小宮山 榮

（*）は外部有識者（以下「外部委員」という。）

4. 議事概要

審議等事項（1）報告事項①～③について法人より報告を行い、質疑を行った。

（2）審議事項①、②について法人より説明を行い、質疑を行った。また、（3）その他必要な事項については、契約監視委員による意見交換を行った。

審議等の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	審議等の結果
（1）①	法人から、調達手続き等の改善の取組として、調達手続きを適正に進めるために遵守すべき事項を事務マニュアルに掲載した旨報告があった。
②	法人から、運用受託機関等との契約に係る手続きの公正性の確保及びその合理性、適正性をチェックする仕組みを整備した旨報告があった。
③	法人から、契約審査会における審議案件の契約締結状況について報告があった。
（2）①	点検の対象となる契約案件がなかった。
②	契約方式等が妥当である旨了承された。
③	複数年契約案件に係る定期的な確認の在り方等について、各委員より意見が出された。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【報告事項① 調達手続き等の改善の取組について】

報告内容	調達手続き等の改善の取組として、調達手続きを適正に進めるために遵守すべき事項を事務マニュアルに掲載した旨の報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	<p>契約審査会で随意契約を審議する場合、適正性の確認はどのように行っているのか。</p>	<p>随意契約の場合、相手方は1者が前提になっているので、他者から見積もりなどを取得して比較することはないが、価格の妥当性に関しては、例えばシステムについては情報化統括責任者補佐官からの意見聴取などによって確認を行っている。</p>
	<p>見積もりを業者に依頼する際、見積もりの正確性を確保するためには、当該調達の内容に関する情報を可能な限り見積もり業者に提供することが必要であり、前向きに検討してもらいたい。</p> <p>当該見積もり業者が競争に参加する場合もあるので競争参加者の受ける情報に参加者間で不公平があってはいけないが、見積もり業者に提供した情報は公告に際して全て他の業者にも提供し、かつ、公告から応募締め切りまでの期間を長くすることによって、タイムラグ面での不公平も解消できるのではないか。</p>	<p>現状においても、競争参加者に対しては公告開始後には同じ情報を開示している。また、公告開始から応募締め切りまでの期間を比較的長くとするようにするなど、競争参加者が同じ状態で資料を作成できる時間を確保するよう取り組んでいきたい。</p>
	<p>このマニュアルの内容については、定期的に関係部署を集めてしっかり周知してもらいたい。</p>	<p>定期的というよりは、調達案件ごとによりしっかり説明しており、今後もそういう努力を続けたい。</p>

【報告事項② 運用受託機関等との契約の公正性の確保について】

報告内容	運用受託機関等との契約に係る手続きの公正性の確保及びその合理性、適正性をチェックする仕組みを整備した旨の報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	<p>前回の契約監視委員会での指摘を踏まえて、運用受託機関等との契約の公正性の確保に関する手順を見直して整備したとのこと。今後は、契約監視委員会がそこで行われる手順に係る方向性や方針について、公正性の観点から意見等を提言してよいのではないかと。</p>	<p>内規では、契約監視委員会は契約のプロセスを事後的にチェックする場となっている。委員会ではプロセスをご確認いただき、ご意見をいただきたいと考えている。</p> <p>なお、運用受託機関等との契約の妥当性については調達合理化計画の中にも記述があり、契約監視委員会において、これまでもご審議いただいている。</p>

【報告事項③ 契約審査会進捗状況】

報告内容	契約審査会における審議案件の契約締結状況についての報告	
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	競争性は、実質的に競争参加者の数で決まり、その数が多いほど競争性も高まるのだから、公告の仕方などを工夫して競争参加者（応募者）を増やすよう努めてもらいたい。	参加者が少なかったときの事情を調べたが、例えば、3月期は業者が多忙のため応じられないようなケースがあった。調達のスケジュールを検討する。

【審議事項① 契約監視委員会設置規程第4条第3号に基づく審議事項】

審議内容	前回の調達において一者応札・応募となったもの
	審議の結果・契約監視委員からの意見等
	平成30年度上期において、前回の調達において一者応札・応募となった契約はなかったとの説明が法人からあり、了承された。 なお、委員からの意見等はなかった。

【審議事項② 契約監視委員会設置規程第4条第4号に基づく審議事項】

審議内容	新たな随意契約
	審議の結果・契約監視委員からの意見等
	平成30年度上期における新たな随意契約について、会計規程第32条第1項第1号の「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」との整合性が図られているとの説明が法人からあり、了承された。 なお、委員からは以下の意見があった。 ○システムの独自性が高まると、そのシステムを全く知らない業者が参入しづらくなるが、従来使っている業者を使う流れになると緊張感もなくなり、サービスも低下してしまう可能性がある。 また、システム関係の契約がどんどん巨額化しているが、最小限のコストで安定的な運用をするというGPIFの性質に鑑みると、第三者的な目でその必要性をしっかりとチェックする必要がある。

【審議事項③ 契約監視委員会設置規程第4条第5号に基づく審議事項】

審議内容	その他必要な事項
	審議の結果・契約監視委員からの意見等
	○情報システム関係の契約には複数年契約のものが多くあり、1年に一度ユーザー部門で解約・継続の判断を行うプロセスになっている。 そのプロセスでは、ユーザー部門が他者との比較を行う程度の確認を行っているが、調達手続並みに精査をすとなるとユーザー部門の負担も高くなるので常識的な範囲内でチェックすることで、毎年の契約の継続の是非を判断することでよいのかご意見いただきたい。

○複数年契約なのだから複数年が原則であろう。むしろ、それが問題になるのだったら、なぜ複数年契約にしたのかということになる。

○システムについて言えば、技術的なことは専門家が1年に一度判断することは妥当だと思う。また、相手方が大企業であっても企業の信頼性チェックもやはり1年に1回は行ってはどうか。頼んだところから逃れられないといった事象が発生しており、そういう点も含めた見直しのポイントというのは必要ではないか。

○複数年契約であっても契約締結後の事情変更は当然あるのだから、当該契約を年に一度見直すことは大事である。その場合、チェックの視点として、二つある。一つは技術的側面であり、技術の日進月歩を踏まえ技術が古くなっていないかなどを検討すべきであろうし、もう一つは、契約の相手方企業自体の信頼性であり、信用が大事な当法人にとって、相手方の信用性に関する情報は注意して見ていく必要がある。

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室

電話 03-3502-2494